

## 「法華七喩」の表示で用いられる 禁止否定の副詞

椿 正 美

### 0. はじめに

鳩摩羅什（344－413）の訳出による大乘仏教の經典『妙法蓮華經』（以後は略称『法華經』を使用）では、文中で難解な理論に対する説明の手段として譬喩が使用された部分が多く見られる。このような譬喩には、〈火宅喩〉〈化城喩〉等合計7種類のもものが含まれ、それらは「法華七喩」と総称されている<sup>1)</sup>。

譬喩の内容では、相手に対する教導が表示の主な目的に当たるため、文中では行為や状態の強制を意味する語彙が使用されることが多い。そのような強制を示す語彙について、高名凱1957：497は、“也”“乎”等のように句終に置かれる句終命令詞、“請”“苟”等のように句中に挿入または句首に冠される句中命令詞と共に、“勿”“莫”等のような否定命令詞または禁止詞を挙げている。例えば、『論語』「衛靈公」“己所不欲、勿施於人（「己の欲せざる所は、人に施すこと勿れ」）。”では、“勿”が禁止詞に当たり、“施於人”が禁止する行為の内容を表現している。更に、高名凱1957：497は、句中命令詞は非強制的な命令命題に使用されるが、禁止詞は強制的な命令命題に使用されると指摘し、禁止否定の表現に込められた強度の高さを認めている。

このような古典漢語に用いられる禁止否定の副詞には、原義や強度が異なる複数の類義語が存在し、それぞれの語彙の使用状況を確認すれば、書き手または文中の発話者が禁止に込めた意志の程度について理解できる。その結果、読

## 「法華七喩」の表示で用いられる禁止否定の副詞（椿）

み手が特に重視すべき箇所が判明し、文意に対する更に深い解釈も可能となるので、禁止否定の副詞の使用状況の調査分析には、極めて大きな価値が含まれると判断される。

本論では、「法華七喩」に含まれる各譬喩の内容について綴られた部分、またはそれらを題材として難解な理論について述べられた部分に見られる禁止否定の副詞“勿”“莫”“無”の使用状況を調査対象に取り上げ、それぞれの使用効果について分析する。

### 1. “勿”

“勿”の字形は象形であり、甲骨文では邪悪を祓う際に用いる弓を弾く様子を象ったものとなっている。『説文解字』では“州里所建旗、象其柄、有三游（「州里建つる所の旗なり、其の柄の三游有るに象る」）。”と記され、そこでも呪（まじな）いの道具である旗脚を指す“游”が使用されている。これらのことから“勿”は本来の語義が「払い清める」であり、借りて禁止の表現に適用されたと判断される。

『法華経』全文中では、合計27回の使用が確認される。例えば「観世音菩薩普門品」に“諸善男子、勿得恐怖（「諸の善男子、恐怖することを得ること勿れ」）”とあり、ここでは、“得恐怖”が禁止の内容に当たる。

#### 1. 1. 〈火宅喩〉

「譬喩品」に見られる“勿”の使用は3回となる。「譬喩品」には〈火宅喩〉について綴られた部分が含まれ、その後には〈火宅喩〉を題材として様々な理論について説明された部分が続いている。3種類の“勿”は、何れも後者の中で使用されている。

それらを次に挙げる。

(1) T09-0013B<sup>2)</sup>

「法華七喻」の表示で用いられる禁止否定の副詞（椿）

勿貪龜弊、色声香味触也。（〈火宅喻〉）

龜弊の色・声・香・味・触を貪ること勿れ。<sup>3)</sup>

(2) T09-0015B

在所遊方、勿妄宣伝。（〈火宅喻〉）

所遊の方に在って、妄りに宣伝すること勿れ。

(3) T09-0015B

亦勿為説。（〈火宅喻〉）

亦為に説くこと勿れ。

(1) は、〈火宅喻〉の内容で長者が燃え盛る家屋から子供達を脱出させたことと同じように、世尊が人々を“三界”（欲界・色界・無色界）から脱出させることを試み、それを実施する際に人々に告げるべき内容として舍利弗に述べた発言部分に含まれる。ここでは、“貪”以下の内容が禁止の行為に当たる。

(1) の直後には、“若貪著生愛、則為所燒（「若し貪著して愛を生せば、則ち為れ焼かれなん」）”と掲示され、(1) で示された内容の要求を拒否した場合に発生が予想される状態について説明されている。この発言部分では、最後に“汝等但當、勤修精進（「汝等但當に勤修精進すべし」）”とあることから、(1) は“勤修精進”の達成を導くために必要な要素として挙げられたと解釈される。

(2) (3) は、世尊が“諸仏、方便力故、於一仏乘、分別説三（「諸仏、方便力の故に、一仏乘に於て分別して三と説きたもう」）”という理論について詩頌の形式により説明した部分に含まれる。(2) は、直前に“我此法印、為欲利益、世間故説（「我が此の法印は、世間を利益せんと欲するを為ての故に説く」）”とあることから、その行為の重要性を示すために補足された部分と捉えられる。ここでは、“妄宣伝”が禁止の行為に当たり、その条件として前半に“在所遊方”が掲げられている。(3) は、直前に記された“凡夫淺識、深著五欲、聞不能解（「凡夫の淺識、深く五欲に著せるは、聞くとも解すること能わじ」）”の補足部分に当たる。ここでは、“為説”が禁止の行為に当たり、その理由には“聞

「法華七喩」の表示で用いられる禁止否定の副詞（椿）

不能解”が当たる。

鈴木1975：134によれば、『論語』全文中に於ける“勿”の使用回数は13、その中で禁止を示すものは10、『孟子』全文中に於ける使用回数は24、その中で禁止を示すものは19となっている。この調査結果からは、“勿”自体は使用回数が少ないにも関わらず、禁止を示す表現が多くを占めている可能性が判明し、この現象は否定の語気が強いことが要因とも述べられている。この説に従えば、例文中で動詞（1）“貪”（2）“宣伝”（3）“説”の禁止を示す“勿”に込められた発話者の意志は非常に強いものであることが理解できる。

## 1. 2. 〈窮子喩〉

「信解品」に見られる“勿”の使用は4回となる。「信解品」には〈窮子喩〉について綴られた部分が含まれ、4種類の“勿”の殆どがそこで使用されている。前節で挙げたような例文とは性質が異なり、本節の例文は譬喩の中で設定された存在者の発言内容から取り上げたものとなっている。

それらを次に挙げる。

(4) T09-0017A

汝等動作、勿得懈怠。（〈窮子喩〉）

汝等動作して懈怠すること得ること勿れ。

(5) T09-0017A

汝常此作、勿復余去。（〈窮子喩〉）

汝常に此にして作せ、復余に去ること勿れ。

(6) T09-0017A

我如汝父、勿復憂慮。（〈窮子喩〉）

我汝が父の如し、復憂慮すること勿れ。

(4) は、〈窮子喩〉の中で長者が貧しい男（実は息子）に対して真面目に働くことを命じた時の発言部分に含まれ、“得懈怠”が禁止の行為に当たる。(5)

### 「法華七喩」の表示で用いられる禁止否定の副詞（椿）

は、長者が貧しい男に当地に留まることを命じた時の発言部分に含まれ、“余去”が禁止の行為に当たる。

太田1964：185は、“勿”は「動作等を名詞化して否定するもの」であり、動詞等を直ちに否定する“不”とは機能が異なると述べている。(4)の場合、禁止の内容を示す表現では、行為を示す動詞“得”に賓語“懈怠”を後続させて動詞フレーズ〔“得”+“恐怖”〕が構成され、名詞化という過程を経ることにより“勿”の対象として成立したと考えられる。

(4)(5)では、前半で相手に対して行為の実施を求める表現が構成され、それぞれの行為には(4)“動作”(5)“此作”が当たる。従って、それらの行為の実施に対して発話者が示した要求の程度を表示するため、それとは相反する内容として行為の禁止を要求する表現が“勿”の挿入により作成され、後半で補足されたと考えられる。

(6)は、(5)を発した後で欲しい物があれば要求するよう長者が息子に告げる部分に含まれる。ここでは、“憂慮”が禁止の内容に当たり、それが成立する条件として前半に“我如汝父”が掲げられている。

### 1. 3. 〈化城喩〉

「化城喩品」に見られる“勿”の使用は3回となる。「化城喩品」には、〈化城喩〉について綴られた部分が含まれ、禁止を示す“勿”は、〈化城喩〉文中の存在者の発言部分と〈化城喩〉の内容を題材として世尊が様々な理論について説明した部分の両方面で使用されている。

それらを次に挙げる。

(7) T09-0017A

汝等勿怖。(〈化城喩〉)

汝等怖ること勿れ。

(8) T09-0026C

「法華七喻」の表示で用いられる禁止否定の副詞（椿）

令汝入仏道、慎勿懷驚懼。（〈化城喻〉）

汝をして仏道に入らしむ、慎んで驚懼を懐くこと勿れ。

(9) T09-0027A

慰衆言勿懼。（〈化城喻〉）

衆を慰めて言わく懼ること勿れ。

(7) は、〈化城喻〉の中で導師が方便力によって大城を造り、そこに入るよう人々に促す時の発言部分に含まれる。ここでは、“怖”が禁止の内容に当たる。(7)の後には、“若入是城、快得安穩（「若し是の城に入りなば、快く安穩なることを得ん」）”とあり、人々が命令を承諾して大城に滞在することにより得られる効果について明示されている。

(8)(9) は、共に世尊が“宝處在近、此城非実、我化作耳（「宝處は近くに在り、此の城は実に非ず、我が化作ならくのみ」）”について詩頌の形式により説明した部分に含まれる。(8)は、“懷驚懼”が禁止の内容に当たり、それが成立する条件として使役を示す“令汝入仏道”が前半に掲げられている。(9)は、“懼”が禁止の内容に当たる。直後には“汝等入此城、各可随所樂（「汝等此の城に入りなば、各所樂に随うべし」）”とあり、(7)と同様、それを避けることにより得られる効果について明示されている。

#### 1. 4. 〈医子喻〉

「如来寿量品」に見られる“勿”の使用は2回となる。「如来寿量品」には、〈医子喻〉について綴られた部分が含まれ、禁止を示す“勿”は、〈医子喻〉文中の存在者の発言部分と〈医子喻〉の内容を題材として世尊が様々な理論について説明した部分の両方面で使用されている。

それらを次に挙げる。

(10) T09-0043A

汝可取服、勿憂不差。（〈医子喻〉）

「法華七喻」の表示で用いられる禁止否定の副詞（椿）

汝取って服すべし、差えじと憂うること勿れ。

(11) T09-0043C

汝等有智者、勿於此生疑。（〈医子喻〉）

汝等智あらん者、此に於て疑を生ずること勿れ。

(10) は、〈医子喻〉の中で医者が子供達に良薬の服用を命じた時の発言内容に含まれる。ここでは、“憂不差”が禁止の行為に当たる。(10)の前半には“汝可取服（「汝取って服すべし」）”とあり、相手に対する強制の内容が既に掲げられているので、そこに含まれる要求の程度を表現するため、禁止を要求する内容が“勿”の挿入により作成され、同文中の後半で補足されたと考えられる。

(11) は、医者が子供達に薬を服用させるために自分が死んだと思込ませたことの正当性について世尊が詩頌の形式により説明した部分に含まれる。ここでは、“生疑”が禁止の行為に当たり、その対象者として前半に“汝等有智者”が掲げられている。世尊の説明では、以前の箇所“我智力如是（「我が智力是の如し」）”とあるので、(11)の内容は“是”の示す理論に対する信頼を相手に強制したものと解釈される。

## 2. “莫”

“莫”の字形は会意であり、『説文解字』の記述“日且冥也（「日且に冥れんとするなり」）。”から叢で望める日没の描写と解釈される。このことから、“莫”は本来は不存在の状況を表示し、借りて禁止の表現に用いられたと判断される。鈴木1975：141も先秦時代の“莫”の主たる用法は動作や性状を表す語彙の前に用いて所有者の存在を否定することにあつたとし、この発想でも“莫”の語義は不存在の強制の意味が濃厚と捉えられている。

『法華経』文中では、合計12回の使用が確認される。例えば「信解品」では強制を示す“当加汝価（「当に汝に価を加うべし」）”に“諸有所須、瓮器米麵、塩酢之属（「諸の所須ある瓮器・米麵・塩酢の属あり」）”が後続し、その直後に補

「法華七喻」の表示で用いられる禁止否定の副詞（椿）

足部分として“莫自疑難（「自ら疑い難ること莫れ」）”が続いている。ここでは、“自疑難”が禁止の内容に当たり、“加汝徧”の実施を受け入れる際に形成すべき態勢について説明されている。

## 2. 1. 〈火宅喻〉

「譬喻品」に見られる“莫”の使用は3回となり、何れも〈火宅喻〉の内容を題材として世尊が様々な理論について説明した部分で使用されている。

それらを次に挙げる。

(12) T09-0013B

汝等莫得、樂住三界火宅。（〈火宅喻〉）

汝等樂って三界の火宅に住することを得ること莫れ。

(13) T09-0015B

計我見者、莫説此經。（〈火宅喻〉）

我見を計する者には、此の經を説くこと莫れ。

(14) T09-0016A

無智人中、莫説此經。（〈火宅喻〉）

無智の人の中にして、此の經を説くこと莫れ。

(12) は、世尊が人々を“三界”から脱出させるべきと語る部分に含まれ、“得”以下の部分が禁止の行為に当たる。(12)の直後には本論で既に挙げた(1)“勿貪龜弊、色声香味触也”が続き、そこには類似の機能を發揮する“莫～”と“勿～”の連続使用を確認することができる。

王力1958:328は“莫”と“勿”の合流時期が存在した可能性について認め、口語の場合は“勿”より“莫”の方が使用状況は優勢であると主張している。(12)の場合、文中の動詞“住”は滞在という具体的な移動を表す語彙であり、その禁止を示す表現〔“莫”+“住”〕は、後続する〔“勿”+“貪”〕より口語的色彩は濃厚であると捉えられる。

「法華七喻」の表示で用いられる禁止否定の副詞（椿）

(13) (14) は、世尊が詩頌の形式により理論について説明した部分に含まれ、共に禁止の行為には“説此經”が当たる。(13) では、その対象者として前半に“計我見者”が掲げられ、(13) の直後には、既に挙げた(3)を含む“凡夫淺識、深著五欲、聞不能解、亦勿為説”が続いている。(14) では、文中の“莫説此經”が成立する条件として前半に“無智人中”が掲げられ、(14) の後には、既に挙げた(2)“在所遊方、勿妄宣伝”が続くので、ここでも“莫～”と“勿～”の連続使用を確認することができる。

## 2. 2. 〈窮子喩〉と〈化城喩〉

「信解品」では、“莫”は2回の使用が確認され、その中には、〈窮子喩〉の内容が綴られた部分で使用されたものも含まれている。また、「化城喩品」でも1回の使用が確認され、それは〈化城喩〉の内容が綴られた部分での使用となっている。

それぞれの例文を次に挙げる。

(15) T09-0017A

莫復与語。(〈窮子喩〉)

復与し語ること莫れ。

(16) T09-0026A

莫得退還。(〈化城喩〉)

退き還ること得ること莫れ。

(15) は、貧しい男に対する処置の方法について長者が召使に告げた時の発言内容に含まれ、“与語”が禁止の行為に当たる。(15) が含まれた発言部分は、禁止否定を示す“不須此人、勿強将来(「此の人を須いじ、強て将いて来ること勿れ)”)”で始まっている。

(16) は、大城に入るよう導師が人々に促す時の発言部分に含まれ、“得退還”が禁止の行為に当たる。(16) の直前には、既に挙げた(7)“汝等勿怖”があ

「法華七喻」の表示で用いられる禁止否定の副詞（椿）

り、それらを連結させた“汝等勿怖、莫得退還”には、上節の例文と同様、“勿～”と“莫～”の連続使用を確認することができる。

王力1958：327は“莫”の品詞名を否定性的無定代詞と呼称し、「誰もいない」「何もしない」に当たると認めている。(15)(16)の場合、文中で表示された行為を実施する者の不存在を訴えることが発言の主要な意図に当たると判断される。

### 3. “無”

王力1958：324は、上古漢語の否定副詞の中で一般性否定を示す語彙として“不”“弗”を挙げ、禁止性否定を示す語彙として“勿”と共に“無”を挙げている。“無”は踊る様子を描写した“舞”の初文に当たり、「見えない」を意味する“亡”と音符により形成された会意兼形声文字と考えられている。不存在の意味に用いる手法は仮借である。

『法華経』文中では、合計102回の使用が確認され、その中には禁止否定を機能とするものも含まれている。例えば「安樂行品」では仮定を示す“若説法時（「若し法を説かん時には）」の後に結論を示す“無得戲笑（「戲笑すること得ること無かれ）」が続いている。ここでは“得戲笑”が禁止の内容に当たり、その条件として“説法”が掲げられている。

#### 3. 1. 〈火宅喻〉と〈窮子喻〉

「譬喻品」に見られる“無”の使用は14回となり、その中には〈火宅喻〉の内容が綴られた部分で禁止否定を示す副詞として適用されたものも含まれている。また、「信解品」に見られる使用は10回となり、その中には〈窮子喻〉の内容が綴られた部分で同様の副詞として適用されたものも含まれている。

それぞれの例文を次に挙げる。

(17) T09-0012B

「法華七喩」の表示で用いられる禁止否定の副詞（椿）

宜時疾出、無令為火、之所燒害。（〈火宅喩〉）

宜しく時に疾く出でて火に燒害せられしむること無かるべし。

(18) T09-0017B

宜加用心、無令漏失。（〈窮子喩〉）

宜しく用心を加うべし、漏失せしむること無かれ。

(17) は、長者が子供達に燃え盛る家屋からの脱出を促す際の発言部分に含まれ、それが成立するための理由として“此舎已燒（「此の舎已に燒く」）”が直前に掲げられている。(18) は、長者が貧しい男に財産を譲る意思のあることを伝える際の発言部分に含まれ、その発言内容は“我今多有、金銀珍宝、倉庫盈溢（「我今多く金・銀・珍宝有って倉庫に盈溢せり」）”で始まることから、財産の浪費を避けることに対する要求を表現するために発せられたと考えられる。

(17) (18) 共に“宜”が冒頭に置かれて強制の形式が構成され、禁止を示す部分では“令”が置かれて使役の形式が構成されている。禁止の行為には(17) “為火”(18) “漏失”が当たり、それぞれ(17) “時疾出”(18) “加用心”の実施に伴い発生を避けるべき要素として掲げられている。

鈴木1975：119は、“無”による否定は「事実としての存在の否定」であり、それは客観性を主とすると述べ、同じく否定を示す“不”は主観性を主とするものとして両者を区別している。(17) (18) の場合、動詞に“令”を前置させた使役の形式は、行為を強制する対象の存在を前提として成立するものであり、それらの禁止を示す{|“無”+〔“令”+動詞〕}を構成する“無”の機能は、客観性が濃厚であると捉えられる。

### 3. 2. 〈髻珠喩〉

「安樂行品」に見られる“無”の使用は10回となる。その中には〈髻珠喩〉を題材として様々な理論について説明された部分の中で禁止否定を示す副詞として使用されたものも含まれている。

「法華七喻」の表示で用いられる禁止否定の副詞（椿）

次に例文を挙げる。

(19) T09-0037C

若説法時、無得戯笑。(〈髻珠喻〉)

若し法を説かん時には、戯笑すること得ること無かれ。

(20) T09-0038B

受持読誦、斯經典者、無懷嫉妬、詔誑之心。(〈髻珠喻〉)

斯の經典を受持し読誦せん者は、嫉妬、詔誑の心を懐くこと無かれ。

(19) は、世尊が“菩薩摩訶薩、第二親近處（「菩薩摩訶薩の第二の親近處」）”という理論について詩頌の形式により説明した部分に含まれ、本章の冒頭で既に挙げたように、その条件として前半に“若説法時”が掲げられている。(20) は、經典を弘める者があるべき姿について世尊が文殊師利に告げた発言部分に含まれ、該当者として前半に“受持読誦、斯經典者”が掲げられている。

王力1954（下）：239は、“無”が総合性否定詞（synthetic negative words）に属すと称している。この総合性否定詞とは、2つの概念が含まれた語彙を指し、“無”ならば“有”の概念と否定の概念が含まれたことになる。(19) (20) の場合、(19) では“得”、(20) では“懷”が禁止の行為を示す動詞に当たり、それぞれ事物の所有を意味する語彙であると解釈されることから、それらを後続させた“無”の語義には、所有の状態の発生または持続を否定するという概念が含まれると判断される。<sup>4)</sup>

#### 4. おわりに

古典漢語で使用される禁止否定の副詞は、文中の人物または書き手が行為や状態の制止を相手に命じる意志を示し、そこで構成される形式は、基本的には命令と捉えられる。『法華経』文中に見られる禁止の表現について、戸田浩暁1965：144は「ただ命令の内容が否定的であるにすぎない」と指摘し、特に“無”の場合は「これが禁止であるか否定であるかは、専ら前後の関係にかかってい

「法華七喩」の表示で用いられる禁止否定の副詞（椿）

る」と述べている。

調査の結果、『法華経』に収められた所謂「法華七喩」に含まれる譬喩では、禁止否定の副詞は〈火宅喩〉〈窮子喩〉〈化城喩〉〈医子喩〉〈髻珠喩〉の内容または関係する部分での使用が確認された。その中で〈窮子喩〉の内容について綴られた部分では、本論で取り上げた“勿”“莫”“無”の全てが適用され、各語彙の例文中に於ける発話者は、何れも長者となっている。また、〈化城喩品〉の部分では“勿”“莫”が使用され、各語彙の例文中に於ける発話者は、何れも導師となっている。この他、〈火宅喩〉の部分では長者による禁止否定の表現で“無”、〈医子喩〉の部分では医者による禁止否定の表現で“勿”が適用されていた。

このように、副詞“勿”“莫”“無”を使用して構成された禁止否定の表現は、長者、導師、医師が相手に対して行為や現象の制止を強制する意志を示したものであり、その内容は明らかに命令と解釈される。但し、適用された副詞の使用条件や本来の語義について改めて確認すれば、例えば“勿”は原義に「払い清める」の意味が含まれるので、不適切な要素の排除を求める意志を示すと捉えられ、“莫”と“無”は行為や状態の実施者の不存在を求める意志を示すと捉えられる。従って、基本的に排除の要求を表示の内容とする“勿”と不存在の要求を表示の内容とする“莫”“無”では、命令の性質や強度が微妙に異なることになる。

本論では、以上の副詞“勿”“莫”“無”を『法華経』文中に於いて書き手が譬喩を通じて主張する部分の文意を正しく解釈するための重要な要素と認め、それぞれの使用効果について古い文献や先行研究による結果を参考として探った。

「法華七喩」の表示で用いられる禁止否定の副詞（椿）

〈参考文献〉

- 王力1954.『中国語法理論』（上）（下），中華書局。  
王力1958.『漢語史稿（中冊）』，科学出版社。  
太田辰夫1964.『古典中国語文法』，汲古書院。  
大平宏龍2011.「法華七喩のあらまし」，『大法輪』2月号：82-89頁。  
高名凱1957.『漢語語法論』，科学出版社。  
鈴木直治1975.「古代漢語における否定詞について」，『金沢大学教養部論集 人文科学編』第13巻：113-152頁。  
戸田浩暁1965.『法華經文法論』，山喜房仏書林。

〈注記〉

- 1) 「法華七喩」とは、インドの仏教僧 vasu-bandhu（400年頃没、訳名は世親または天親）の自著『法華論』で設定されたものであり、これには〈火宅喩〉〈窮子喩〉〈草木喩〉〈化城喩〉〈衣珠喩〉〈髻珠喩〉〈医子喩〉が含まれている。
- 2) 本論で引用された例文には『大正新脩大藏經』（全83巻，1925年7月発行，1988年2月普及版発行，大正新脩大藏經刊行会）文中での使用箇所を示す記号を付す。最初のTは「大正」、数字は巻数と頁数、最後のA～Cは段数を示す。
- 3) 各例文の直後には、参考のため『訓訳妙法蓮華經并開結』（井上四郎編輯，平樂寺書店，1957年1月発行）に書かれた書き下し文を付す。
- 4) 王力1954（下巻）：239による分類では、“不”は分析性否定詞（analytic negative words）に属している。

〈キーワード〉

禁止、否定、命令、副詞